

# 健康案内

## 検診

健康課(〒194 0001  
3、原町5 8 21、  
健康福祉会館内 72  
5・5178)

## 胃がん・肺がん

【胃がん検診】  
対象 市内在住で1年以内  
に胃がん検診を受けたこと  
ない35歳以上の方  
①胃の手術を受けた方②  
及び十二指腸の病気で現在治  
療中または経過観察中の方③  
妊娠している方及び疑いのあ  
る方は受診出来ません  
期日・会場 2月20日(火)  
木曾山崎センター、21日  
(水)健康福祉会館、22日  
(木)鶴川市民センター、  
26日(月)健康福祉会館、  
27日(火)堺市民センター

時間 午前9時～正午  
検診内容 問診、レントゲ  
ン間接撮影(バリウムを飲み  
ます)  
定員 各日45人(抽選。受  
診できる方は、2月上旬ま  
でに案内状を送付します)  
受診者人数等により日程の  
変更もあります  
費用 800円

## 【肺がん検診】

対象 市内在住で1年以内  
に肺がん検診を受けたこと  
ない40歳以上の方  
妊娠している方及び疑いの  
ある方は受診できません  
日時・会場 2月16日(金)  
午前9時～正午、健康福祉会  
館  
検診内容 問診、胸部レン  
トゲン撮影、かたん検査  
定員 80人(抽選。受診で  
きる方には、2月上旬まで  
に案内状を送付します)  
費用 1200円

成人歯科健康診査は3月末日で終了します。  
対象 検診日に40・45・50  
55・60歳の方  
検診内容 問診、歯周疾患  
等の診査、予防指導  
費用 400円(一部の方  
に免除制度があります)  
申し込み 協力歯科医院に  
直接お申し込み下さい。  
健康手帳をお持ちの方はご  
持参下さい。

【非負担者について】  
次の方は無料となります。  
①医療証をお持ちの方  
②老人医療受給者証をお持ち  
の方  
2000年度の市民税非課  
税世帯の方  
生活保護受給世帯の方  
受診出来る方に郵送される  
受診票で当日負担・非負担の  
届け出をして下さい。

## 保健所

〒194 0021、中町2  
13 3、722・0  
621

## 健康づくり

【調理実習】  
「バランス良い朝食から健康  
づくり」  
健康課725・5422  
簡単にバランス良い朝食を  
とって健康増進、生活習慣病  
予防をしましょう。  
日時 1月24日(水)午前  
9時30分～12時30分  
会場 健康福祉会館  
内容 「過不足ない栄養」

## 栄養教室

【イヌのしつけ方教室】  
南多摩・八王子・町田保  
健所の合同事業です。  
日時 1月25日(木)午後  
1時30分～3時30分  
内容 講演と訓練犬による  
実演  
会場 東京都南多摩保健所  
講堂  
定員 50人  
申し込み 往復ハガキに  
「イヌのしつけ」と書き、住所  
氏名電話番号参加人数返  
信用にあててを明記し、1月  
10日まで(消印有効)に南多  
摩保健所(〒206 0025、  
厚保町永山2 1 5、☎0  
4 2 3 7 1 7 6 6 1)へ。

## 高額療養費の自己負担限度額

区分	高額療養費 該当回数	自己負担限度額
低所得者	3回まで	35,400円
	4回目以上	24,600円
一般	3回まで	63,600円+(医療費総額 318,000円)×1%
	4回目以上	37,200円
上位所得者	3回まで	121,800円+(医療費総額 609,000円)×1%
	4回目以上	70,800円

低所得者とは市民税非課税世帯に属する方、上位所得者とは基礎控除後の所得が670万円を超える世帯に属する方。

## 健康保険法などの改正により 1月1日から医療保険の一部が変わります

健康保険法の改正により、医療保険の一部が変わります。  
【国民健康保険証をお持ちの方】  
「高額療養費の自己負担限度額が変わります」  
所得の高い人や医療を受けることが多い人や医療を受けるにしていたため、自己負担の限度額が見直されました(左表)。  
【入院時の食費代の自己負担額が変わります】  
入院時の食費代が日額780円の自己負担額に変わります。  
【海外療養費が創設されました】  
海外渡航中に病気やけがの治療を受けた場合も保険給付の対象となり、申請により後日、払い戻されます。  
国民健康保険以外の保険に加入している方は、加入している保険の発行元にお問い合わせ下さい。  
国民健康保険課724・2130

## 老人保健法の自己負担額

外来のとき	<p>医療費の1割 ただし、同一の医療機関での負担額が1か月に</p> <p>医療機関で院外処方箋を交付されなかった方 → 医療機関で3000円まで 大病院(ベッド数が200床以上ある病院)で受診された方は5000円まで</p> <p>医療機関で院外処方箋を交付された方 → 医療機関で1500円まで・薬局で1500円まで 大病院(ベッド数が200床以上ある病院)で受診された方はそれぞれ2500円まで</p> <p>に達したときは、その後は自己負担はありません。 定額制の診療所(注)での負担額は1日につき800円となり、1か月に5日以上通院した場合は、その月の5日目を以降の通院については負担はありません。 (注)一部負担金を定額で徴収することを都道府県知事に届け出た診療所</p>
入院のとき	<p>医療費の1割・食事代1日780円 ただし、同一の医療機関での医療費負担額が1か月に37200円に達したときはその後は自己負担はありません。 〔減額制度〕次の①および②の場合には、負担額が1か月にそれぞれ以下の額に達した時は、その後は自己負担はありません。また、食事の負担額も減額されます。入院時にあらかじめ認定証が必要です。必要な方はご連絡下さい。説明書と申請書をお送りします。</p> <p>①市民税非課税世帯(注)の方……………24600円 ②市民税非課税世帯(注)の方で老齢福祉年金受給者(明治44年4月1日以前生まれの方)……………15000円 (注)「市民税非課税世帯」は次のどちらにも該当する方です。 ・受給者の世帯全員が市民税非課税 ・受給者の加入している健康保険の被保険者(組員・世帯主)が市民税非課税 特定疾病の認定を受けている方の一部負担金の限度額は、従来どおり10000円です。</p>
高額医療費支給制度	<p>高額医療費支給制度が創設されました。 1か月に同一の医療機関において30000円以上の一部負担金を支払った高齢者の方が、同一世帯に複数いるときなどは、合算して37200円を超える額が払い戻されます(市民税非課税世帯(注)の方の場合は、21000円以上の一部負担金を合算して24600円を超える額が払い戻されます)。2001年1月1日以降の入院分から対象となり、申請には領収書が必要になります。 (注)「市民税非課税世帯」は次のどちらにも該当する方です。 ・受給者の世帯全員が市民税非課税 ・受給者の加入している健康保険の被保険者(組員・世帯主)が市民税非課税</p>
訪問看護に要する費用の1割	<p>訪問看護に要する費用の1割 ただし、同一の訪問看護ステーションの基本利用料が1か月に3000円に達したときは、その後は基本利用料の負担はありません。 定額制の訪問看護ステーション(注)の場合の基本利用料は1日につき600円となり、1か月に6日以上訪問看護を受けた場合は、その月の6日目を以降の訪問看護については基本利用料の負担はありません。 (注)訪問看護に要した費用を定額で徴収することを都道府県知事に届け出た訪問看護ステーション</p>

【老人保健法】医療受給者証、医療証、介護受給者証、介護給付者証をお持ちの方  
1月1日から老人保健法が改正され、(老人保健法)の医療証の方が医療機関にかかったときの自己負担は左表のようになります。  
また、老人保健法に準じている東京都の各種医療制度受給者の自己負担額も変わります。  
【老人保健法】医療受給者証をお持ちの方  
高齢者福祉課へお問い合わせ下さい。  
【国民健康保険】医療受給者証をお持ちの方  
自己負担額、老人保健法と同じになります。左表参照。  
なお、入院した際の減額制度として①が創設されました。あらかじめ認定証が必要です。必要な方はご連絡下さい。説明書と申請書をお送り下さい。(左表参照)ただし、入院